

倉庫寄託約款

(令和一年九月十日一部改定実施)

四 次

第一章 総則(第一条～第六条)

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫(第七条～第十二条)

第三章 証書及び通帳(第十三条)

第四章 受寄物の保管(第十四条～第二十条)

第五章 引取のない受寄物の処置(第二十一条～第二十八条)

第六章 受寄物の損害保険(第二十九条～第三十二条)

第七章 受寄物の損害賠償(第三十三条～第四十三条)

第八章 保管料、荷役料、手数料等(第四十四条～第四十七条)

第九章 特約項(第一条～第十条)

第一章 総則 則

(本約款の適用)

第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

第二 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

第三 当会社の営業時間は、午前八時から午後五時までとする。

第四 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業日地盤の休日とする。

(庫内、庫外その他の作業)

第五 貨物の庫内及び庫外その他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

(運送による意思表示)

第六 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知、催告)

第七 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

第八 その所在を知り得ないときは、当該寄託者を知ることができないとき又は

ことがである。

第九 保管する金銭の利息

(業務上支拂うべき利息)

第十 1. 当該貨物の申込がこの約款によらないとき。

2. 该該貨物が危険物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。

3. 该該貨物の保管に特別の負担を求められたとき。

4. 该該貨物の保管に法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

5. その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第六 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないこととする。

第七 当会社が、当該申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害について

8. その所在を知り得ない事由があるとき。

9. 保管料の支拂うべき利息

第十 1. 该該申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害について

2. その所在を知り得ないとき。

3. 保管料の支拂うべき利息

第十一 当会社が寄託の申込を承諾したときは、約定の日時に約定の場所

で、次的事由があるときは、寄託の申込を取り消すことができる。

第十二 当会社が、当該申込前に貨物の引渡しを受けた後遅延なく相当と記載された額が当会社が不相当と認めるときは、当該申込書に記載した事項を記入し認められた額をその価額と定め、寄託者に対してもその旨を通知する。

第十三 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

1. 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

2. 寄託者の住所及び氏名又は名称

3. 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

4. 貨物の寄託申込当時の価額

5. その他必要な事項

6. (証書の検査)

7. (荷物の引渡し)

8. (寄託額)

第九 寄託物の価額が明示されないとときは、寄託の申込に際して明示された受寄物の価額が当会社が不相当と認めるときは、当該申込書に記載した事項を記入し認められた額をその価額と定め、寄託者に対してもその旨を通知する。

第十 寄託者は、当該申込書に記載した事項を記入し認められた額をその価額と定め、寄託者に対してもその旨を通知する。

第十一 当会社が寄託の申込を承諾したときは、約定の日付により寄託申込書を提出しなけれ

ばならない。この場合には、寄託契約は、送致の日から効力を生じるものとみな

す。

第十二 当会社は、寄託者が当会社が前項により契約を解除したときは、その旨

1. 貨物を引き渡さなければならぬ。

2. 貨物の全部又は部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾

3. 貨物を貰わない。

4. 当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負

わぬ。

5. (保管方法)

6. (受寄物の検査)

7. (荷物の引渡し)

8. (荷物の搬入)

第十二 当会社は、入庫に当り又は受寄物の請求が、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用に

おいて受寄物の全部又は部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾

9. (再寄託)

10. (保管地)

第十三 当会社は、開係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは

保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混同保管すること

ができる。

11. 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混同保管した受寄物の中から該寄託者の寄託に係るものと同一の数量のものを返還することができる。

12. 前項の規定は、寄託者の一人が自己的寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

第二章 証書及び通帳

(責任の始期及び終期)

第十四 当会社の受寄物に關する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

第十五 当会社は、開係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは

保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混同保管すること

ができる。

第十六 当会社は、受寄物を入庫した時刻が当会社が定めた方法により保管する。

第十七 当会社は、受寄物の承諾を得て、受寄物の入庫時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の搬換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、承諾がある場合は、この限りでない。

第十八 当会社は、開係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは

保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混同保管すること

ができる。

第十九 当会社は、開係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは

保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混同保管すること

ができる。

第二十 当会社は、受寄物を入庫した日から算起する。

第二十一 当会社の承諾を得て更新することができる。この場合において、当会社又はその使用人の

寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び返済金

を支払わなければならない。

第二十二 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第二十三 当会社は、運送なく寄託物の価額を不完全にしたときは、

2. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

3. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

4. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

5. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

6. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

7. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

8. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

9. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

10. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

11. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

12. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

13. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

14. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

15. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

16. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

17. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

18. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

19. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

20. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

21. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

22. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

23. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

24. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

25. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

26. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

27. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

28. その他のやむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫

(受寄物の保管)

第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第二項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第三項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第四項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第五項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第六項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第七項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第八項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第九項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十二項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十三項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十四項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十五項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十六項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十七項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十八項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第十九項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第二十項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

第二十一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。